

SAAJ 日本システム監査人協会報

日本システム監査人協会は解散し、NPOになります

臨時総会を 9月18日 に開催します！会員全員の出席もしくは委任状のご提出を！

NO.461 会長 橋和 尚道

1. はじめに

会報NO.63号(前号)でご報告した「新しいシステム監査人制度の提言」を実現するためには、まず当協会がしかるべき法人格を持つ必要がある。

具体的に法人格を簡易、迅速に取得するには「特定非営利活動法人」(以下NPO)になるのがベストであるとの理事会の決定を、今年の2月の第14回定例総会でご承認いただいた。

これを受けて、かねてより法人化の準備を進めてきたが、このほどようやく申請の手続きができる段階となった。会員の皆様の総意でこれを実現するため、臨時総会の開催の運びとなった。

その概要は以下のとおりであるが、NPOになるには、現協会の解散、新法人の創設の手続きが必要で、解散は当協会の規約上(35条)会員の4分の3以上の議決が必要となる。すでに総会のご案内のとおり、是非ご出席の上、議案に賛成頂きたい。又、ご欠席の場合は必ず返信はがきに議案に賛成の旨記入の上投函していただきたい。ご返信いただけないと、NPOの申請が不可能になったり、ご本人の入会の意思が確認できないことになる。

2. 新制度の民間推進機関の創設(NPO)

～新会長に 宮川 公男 氏に就任を要請～

当協会は、平成10年11月以来の産構審・情報化人材対策小委員会でのシステム監査人の議論に対応することから始まり、以来引き続き種々の意見具申を重ねてきた。その関係もあって当協会としては、このシステム監査人の認定並びに継続教育の実施・認定の業務を実質的に請け負い、新システム監査人制度運営を担う民間推進機関となるべき責任を有するものと考えてきた。

ただし当協会は、任意団体であり、新制度の受け皿としては必ずしも適当とは言えないので、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人(NPO=Non Profit Organization)となり、社会的信用を高め、事業活動の基盤を強化することが必要であると判断し、その法人化を決定した。

また、システム監査人の認定制度の健全な運営を図るには、認定等のルールの客観性や透明性を強化し、オープン化し、恣意的に流れることのないようにすることが重要となるが、この点社員(会員)の資格制限の排除、情報公開の義務が強調されるNPOになることで証とすることができると考えている。

さらに今後とも、経済産業省はもちろんのこと、システム監査学会はじめ関連諸団体の協力・支援を広く求めていくことが是非とも必要であるし、また別途システム監査企業台帳の登録企業や一般ユーザ企業の本制度運営への参画を要請していかなければならない。

このような観点から、新しい法人の会長は、前システム監査学会会長の宮川 公男氏にご就任いただいた。システム監査の分野では、この方の右に出る人はいないと言っても過言ではな

い。なお私はとりあえず副会長として残り、その補佐を勤める所存よろしくお願いいたします。

3. 臨時総会の開催

既にご案内のように、規約21条に基づき臨時総会を招集する。議題は二つあり、一つは協会の解散、二つは解散に伴う残余財産処分の方である。いずれも上述のように会員の4分の3の議決を必要とするので、是非会員の出席もしくは委任状の提出をお願いする次第である。なお委任状の書き方も、記載例を同封してあるのでご参照いただきたい。

日時 平成13年9月18日(火)15時より
場所 東京・豊洲 日本ユニシス本社

引き続き、NPO日本システム監査人協会の設立総会に移行する。この設立総会の後で所定の資料を整えて、10月17日に都庁に申請することになっている。

なおこれに先立ち13時半より、経済産業省からシステム監査技術者試験を含むシステム監査関連の施策について、ご講演をいただく。また協会からは、新システム監査人の認定制度の概要を具体的に報告するのでご期待いただきたい。

講演者 経済産業省 情報セキュリティ政策室
課長補佐 山本 文土 氏
演 題 「システム監査と
情報セキュリティ政策」

4. システム監査技術者試験についての提言

会報NO. 63号(前号)でご報告した4月19日付けの「新システム監査人制度に関する提言について」を一部修正し、掲記試験についての提言を別添のように経済産業省情報処理振興課に提出した。詳細は7月3日付けの提言であるが、当日同課との意見交換を行って修正した提言の要約は、7月10日付けの「新しいシステム監査技術者試験について」として再提出したので、その両方を掲載する。

もちろんこの中のどれが取り上げられるかは不明であるが、新しいシステム監査人制度(同課では、これを2階部分という)の1階部分にあたるシステム監査技術者試験の動向がこれで、どう変わるか関心がもたれる。1階部分の部分受験が実現すれば、2階部分の裾野が大きく広がるのである。以下次のとおりである。

添付ー1

平成13年7月10日付け「新しいシステム監査技術者試験について」

添付ー2

平成13年7月3日付け「システム監査技術者試験についての提言」

なお、添付ー2の後半は前号に掲載した4月19日付けの提言の後半部分と重複するので省略する。重複する部分は、前号の5ページ左下の下から7行目「Ⅱ.新しいシステム監査人制度についての提言」以下である。

添付—1

経済産業省情報処理振興課 御中

平成13年7月10日
日本システム監査人協会

新しいシステム監査技術者試験について

<提言の目的>

産業構造審議会情報化人材対策小委員会の中間報告によるシステム監査人に対する問題提起を受けて、社会一般の(情報)システムに対する監査のニーズに対応できる人材を育成し、レベルの高いシステム監査人を認定していく必要がある。このため日本システム監査人協会は、システム監査技術者試験制度を前提とした新しいシステム監査人制度の創設を検討してきた。

この制度は、システム監査技術者試験に合格した者に対し、その実務経験を確認して「システム監査人」として認定する制度である。この制度を今後広く普及・定着させるため、システム監査技術者試験について、CBT化の流れを踏まえた試験方法への変更、より広い分野からの人材の流入を図るための部分受験等について提言・要望を行う。

<システム監査技術者試験についての提言・要望>

システム監査技術者試験は、システム監査の知識・技術およびその应用能力を主に評価する。

(1)内容と形式についての要望

試験	出題形式	試験で問う内容	要望事項
午前	多肢選択式	共通知識（期待する技術水準に達しているか）	他の高度情報技術者試験との共通化により、CBT化、部分受験の実現を図ると同時に、最新の技術動向に対応させる。
午後Ⅰ	記述式	監査に必要な知識・技術及びその应用能力	試験で問う内容・目的を変えず、CBT化等により部分受験の実現を図る。出題形式は、CBT化対応で多肢選択式も考慮。
午後Ⅱ	論述式	監査に必要な知識・技術の应用能力と実務能力	論述式の出題形式は残す(監査実務に必要な論理の組み立て、まとめ、報告能力)

(2)試験実施方法について、部分受験の実現の要望

午前、午後Ⅰ、午後Ⅱの各試験について、個別に受験し、個別に合否を判定することを実現していただきたい。ただし、この部分受験の合格と他の資格等と合わせて、システム監査技術者試験の合格と見なさなくともよい。

(3)システム監査人制度の取扱い

システム監査人制度では、システム監査技術者試験に合格した者、及び中小企業診断士など他の資格保持者で、所定の試験の部分受験に合格した者を、「システム監査人補」として、システム監査人の受験資格を持つ者とする考えである。

また「システム監査人補」に対して、システム監査の実務経験、研修報告を評価し、所定のレベルに達していると確認したものを「システム監査人」として認定する。

システム監査人に対しては、知識・技術・能力の継続的な向上を図る定期的セミナーの受講等(継続教育)を義務付け、定期的に認定の更新を行う。

これにより、ひろく社会一般のシステムの監査に通用する人材の育成とその能力の維持、向上を図る。

以上の提言・要望の詳細は、別添の「システム監査技術者試験についての提言」を参照いただきたい。

以上

添付ー 2

経済産業省情報処理振興課 御中

平成13年7月3日
日本システム監査人協会システム監査技術者試験についての提言
〔「新システム監査人制度に関する提言」(4月19日付)と関連させて〕

Ⅰ. 本提言の位置づけと目的

私ども日本システム監査人協会は平成12年12月に、貴課宛に、(1)システム監査のあり方、(2)システム監査技術者試験制度の位置づけ、(3)民間資格制度の創設、(4)当協会の役割などについて「システム監査のあり方に関する提言」の中間報告を提出いたしました。

その時、貴課よりご指摘頂いた事項について更に検討を重ね、本年4月19日に「新システム監査人制度に関する提言について」を提出いたしました。その内容は、「システム監査技術者試験についての提言」と「新しいシステム監査人制度についての提言」となっています。

そのうちの前者「システム監査技術者試験についての提言」を、情報処理技術者試験センターにご検討をいただくように、見直しを行いました。

また、後者の「新しいシステム監査人制度についての提言」に関しても、前者と密接に関連しますので、試験センターが検討される際に参考として、併せてご覧頂けるように致しました。

<提言の趣旨>

(4月19日付提言より)

当協会がこの提言を行うこととなった経緯をひるがえって見るに、産業構造審議会情報化対策小委員会の中間報告(99.6.21)で新しいシステム監査人制度についての問題提起は、次の二つであった。

第一は、「システム監査人がユーザの信頼を得るためには、単に知識等に習熟するのみならず、実践的監査経験を積むことが重要である。この観点から、従来より実施している情報処理技術者試験(システム監査技術者試験)に合格した上で、一定の有効な実務経験を積んだことを確認することにより、システム監査人として認定する制度の創設を検討する。」(前掲中間報告)

第二は、「IT技術が急速に変化する中で、システム監査人が最新の技術動向に対応できるよう情報処理技術者試験の見直しと併せて定期的セミナーの受講を義務づけるなどの方策を検討する。」(前掲中間報告)

これら提言の目的は、今後益々重要になるシステム監査の更なる発展を期待するところにあり、かつシステム監査の普及を実施面で支えるシステム監査人の養成が急務であると思われるからでもあることをご了承頂きたい。

Ⅱ. システム監査技術者試験についての提言

現在、当協会では、「システム監査人制度(仮称)」(6ページ参照)を新たに立ち上げようと検討中です。この検討の中で、高度情報処理技術者試験として、年1回実施されているシステム監査技術者試験の試験内容および試験実施方法について、本提言をまとめました。

なお、以下の引用部分は4月19日に貴課よりご指摘いただいた点を取り込んで、一部変更を加えています。

<試験内容・試験実施方法に関する整理>

(4月19日付提言より)

1. まず、現在のシステム監査技術者試験において、午前の多肢選択式、午後Ⅰの記述式、午後Ⅱの論述式という枠組みは、「システム監査人」を目指す者が必要な知識および技能を有していることを評価するために適切な試験の枠組みであると考え、これを変える必要はないと考える。

2. 現在のシステム監査技術者試験の試験問題は、(財)日本情報処理開発協会 中央情報教育研究所(CAIT)が発表している「情報処理技術者スキル標準 システム監査技術者」に基づいて作成されている。

添付の表は、このスキル標準に盛り込まれている「知識体系」の知識分野、大分類、中分類を抜き出したものである。CAITは、この知識体系を「実務知識体系・コア知識体系」と呼び、システム監査技術者がシステム監査を実施する上で必要な知識を整理したものであるとしている。ただし、「コア知識体系」に相当する部分としての知識分類は行っておらず、将来的に取り組む予定であるとしている。

3. 当協会では、システム監査技術者試験を前提に「システム監査人制度」を考慮しており、システム監査人を目指す者が身につけている必要のある知識を、「コア知識」とそれ以外の共通知識に分類し、それぞれをシステム監査技術者試験の中でどのように試験すれば「システム監査人制度」に効果的に結びつくかの整理を行った。また、「コア知識」の中でも特に重要であると考えられる知識を「特に重要なコア知識」として区分した。

(添付：システム監査技術者スキル標準(知識体系)参照)

4. 知識分野「A. システム監査の共通知識」は、システム監査技術者のみならず、高度情報処理技術者にとっては、まさに「共通」の知識といえる。したがって、「システム監査人」を目指すものに特に要求されるコア知識には該当しないと考える。この知識分野は、午前の多肢選択式の中で出題し、システム監査技術者および「システム監査人」の基礎知識の確認に利用するのが適切と考える。

5. 知識分野「B. システム監査の計画」は、システム監査を効率的に実施するために重要な活動であることは異論のないところである。ただし、「システム監査人」がシステム監査を実施する者という役割で考えた時、「3. 個別計画書の作成」および「1. 中長期計画書の作成」、「2. 基本計画書の作成」の一部の知識が、「特に重要なコア知識」に該当するといえる。

6. 知識分野「C. システム監査の実施」は、まさにシステム監査人に求められる知識分野である。効率的に有効なシステム監査を実施するという「システム監査人」に期待される役割を考慮した時、添付のように、実際に調査を行うための知識、および調査結果をまとめるための知識を「特に重要なコア知識」として位置づけた。

7. 知識分野「D. システム監査の報告」は、システム監査結果を経営トップに正しく伝え、理解を得て、改善に結びつけるために、「システム監査人」が行う重要な活動である。特に、指摘事項や改善勧告を監査報告書に正確かつ明瞭に記載し、それを経営トップに説得力をもって伝え、報告後の改善をフォローアップするための知識は重要であり、「特に重要なコア知識」として位置づけた。

8. 知識分野「E. システム監査業務の管理」は、「システム監査人」そのものに要求される知識ではなく、システム監査業務をマネジメントする立場の者に要求される知識である。さらに、これらの知識はマネジメント業務一般について求められる知識であり、共通知識として位置づけた。

以上の1～8までの整理に基づき、下記の提言をまとめております。

情報処理技術者試験センターにご検討をいただくに際して、今後の試験問題の作成および試験実施方法の検討に反映していただきたくお願いいたします。

<試験内容・試験実施方法に関する提言> (4月19日付提言より)

9. 上記で述べた「コア知識」および「特に重要なコア知識」については、午前中の試験の中で知識を問うとともに、午後Ⅰ記述式、午後Ⅱ論述式の試験の中で、知識を応用できる技能を問うべきであると考えられる。「特に重要なコア知識」に重点を置くべきであることは当然である。

すなわち、システム監査技術者試験に合格した者は、システム監査を実施するために必要な知識および技能は、記述式および論述式試験で判定されており、システム監査人制度では、それらの知識・技能を実務で適用できる能力があり、実際に実務で生かした経験を有していることを判断して、シス

テム監査人の認定を行うことになる。

なお、「特に重要なコア知識」については、「システム監査人」の認定においても、重点的にみていくことになる。

10.試験の部分受験などの新しい仕組みの検討のお願い

午前中の多肢選択式について、前記4の理由により次の点についての検討をお願いしたい。

- ・他の試験科目との問題の共通化を図る
 - ・インターネットなどの情報技術を活用した試験の実施(CBT: Computer Based Testing)を進める
- また、後述の「Ⅱ. 新しいシステム監査人制度についての提言」の「4. 他資格保持者の取扱いーシステム監査人補の認定の特例」のために必要な「部分受験」の実現をお願いしたい。

部分受験とは、システム監査技術者試験の「午前」、「午後Ⅰ」、「午後Ⅱ」個別の受験を意味し、他資格(CISA、中小企業診断士、公認会計士等の専門資格)保持者のみに認める制度に改定するという考え方である。

将来は、この部分受験を情報処理技術者試験全体の制度とし、一層の情報化人材育成に寄与することの検討をお願いしたい。

(添付：システム監査技術者スキル標準(知識体系)参照) <本会報では省略>

Ⅲ. 日本システム監査人協会による提言と、情報処理技術者試験評議委員会による情報処理技術者試験改革との関連

現在、情報処理技術者試験センターでは、情報処理技術者試験評議委員会を創設して試験改革に関する検討を行っておられます。そして、これまでの検討結果を平成12年6月に発表され、平成13年度春季より実施されております。

その内容項目としては、

- a) 試験内容の改定
- b) 試験区分の改組・整理
- c) 受験生の利便性向上

であります。今回提出する日本システム監査人協会の提言は、このa)項目と密接に関連するものであります。

当協会の提言はシステム監査技術者試験に限定してはおりますが、標記試験委員会の出された

①「スキル標準に基づく出題形式との関連」に関して、提言は平成12年発表の「スキル標準」を基に検討しており、試験改革の「スキル標準に基づく出題形式」への移行の方針に合致したものであります。

また、②「継続的な試験制度の基本的な見直しの方向性」に関して、当協会は試験のCBT化等に、同様の方向性をもって考えております。

情報処理技術者試験センターにおける、情報処理技術者試験改革の検討では、是非、システム監査技術者試験制度に関する当協会の提言を実現するよう、お取り計らいいただきますことをお願いいたします。

Ⅳ. 新しいシステム監査人制度の提言について

貴課に4月19日に提出した当協会の提言中「Ⅱ. 新しいシステム監査人制度についての提言」は、産業構造審議会情報化対策小委員会の中間報告(99.6.21)に記載された新しいシステム監査人制度についての問題提起(本資料の1ページの<提言の趣旨>)に基づいております。

当協会の提言は前述のとおり、「一定の能力レベルに到達しているシステム監査技術者試験合格者を、その実務経験を確認する事により、システム監査人として認定する制度を創設しようとする」もので、当然システム監査技術者試験のあり方と、以下のように関連しております。

(以下、63号と重複のため省略しました。)

以上

**平成13年度第6回理事会議事録
日本システム監査人協会**

平成13年6月14日(木)18:30~20:30

於：三井物産(株)会議室

出席者：

橘和、小野、岩崎、打矢、勝田、木村、指田、原田、藤野、水野、吉田、芳仲、和貝、山口

1.審議事項

(1)議事録の開示

- ・議事録を会員へ公開するか。

以前、理事会の議事録は一般には開示しないことを決めていたが、今後は開示することとする。

理事会付による議事録内容の確認後、1~2週間後を目途に会員に公開する。

従って今後名古屋、大阪での議事録要約の個別作成は、しなくてよいことになる。

(2)会費未納者

- ・事務局より会費未納者数の報告を受けた。
未納者に対して支払の督促をする。

2.報告事項

(1)組織委員会

・「試験問題に絞った提言」を11日に検討し、小野、木村理事担当で修正中。出来れば6月21日に経済省へ提出する予定。(後日7月3日午後に決定)

- ・法人化に関係した事業計画については7月3日の組織委で検討する。

(2)ITコーディネータ協会のNPO法人化

・ITコーディネータ協会に組織委の要請により勝田、橘和理事が訪問。

・ITコーディネータ協会のNPO法人設立時の定款はじめ各種案件につき有益なお話を伺えた。

(3)事例研

・5月26、27日に福岡でシステム監査実践セミナーを実施した。

・講師は東京から6名と九州支部の1名に手伝ってもらった。

・出席者は14名で、受講結果のアンケートでは「難しかった」との回答が多かった。

- ・秋に東京で実践セミナーを開催する予定。

(4)月例会

- ・6月月例会を6月27日に実施する。

(5)セキュリティ技法研究会

- ・ISMSをテーマにする予定で、現在ISMSの理解を深めている。

(6)法人部会

- ・自治体向けアンケートを発送した。
- ・277自治体(東京、大阪、名古屋地区)。
- ・7月16日までに回収予定(7月末までは集計対象とする)。
- ・前回アンケートの回収率は約3割だった。
- ・9月末には報告の予定。
- ・情報システム監査(株)に事務を委託した。封入、封かん、発送、回収、一次集計まで。

(7)ISACA総会

- ・今年は会長が出席する。

(8)JPISAにおける経済産業省村上課長補佐の講演

・JPISA((社)日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会)の第2回著作権契約問題小委員会(6月7日)で、「最近のIT関連法制動向について」と題して、村上課長補佐が講演された。主な内容は以下のとおり。

- ・e-Japan構想の実現に向けて、政府では新法の制定を含め、法制を整備しつつある。

・IT関連法は、多くの省庁が関っており、統一的に理解している人が少ない。情報サービス産業に対するリーガルコンプライアンスの指導と徹底は、重要なテーマであると認識しているが、現時点では政府も勉強中というのが現状である。JPISAが研究会を起こすのであれば、経済産業省は協力するつもりである。

(9)EDPユーザ団体連合会

- ・当協会でも支援している。
- ・システム監査に関する講演のテーマを要求されたので、ISMS認証について検討中。

(10)システム監査普及サービス

- ・応募がきていない。
- ・全国中小企業団体中央会の機関誌7、8月号に「システム監査とは」の記事を載せる。九州支部で以前に作成した原稿を参考に使用した。広告と原稿料との相殺ということで無料となった。

・東京商工会議所中小企業相談センターにシステム監査普及サービスの募集広告チラシを持ち込み、紹介・配布を依頼した。

(11)会報

- ・会報への広告掲載依頼を受けている。
- ・HPにも広告掲載の依頼が来ている。

(12)メーリングリスト

- ・「番号飛び」は解決した。

(13)協会パンフレット

- ・本年度協会パンフレット原稿について出席者により校正を行った。

(14)近畿会報告

- ・秋のシステム監査近畿地区実践1泊研修会を開催予定。

日時：11月24日(土曜日)13時から

25日(日曜日)15時まで

会場：吹田市江坂サニーストンホテル

- ・定例研究会を開催予定。

日時：7月6日(18時から20時30分)

テーマ：セキュリティポリシー策定事例から

講師：日本ユニシス馬場孝悦氏

- ・システム監査手順書各論編策定プロジェクトに取り組み中
- ・日本社会情報学会関西研究会を開催予定。

日時：7月14日

会場：大阪大学

テーマ：「地方自治体における住民情報システム運用の課題とシステム監査の必要性—住民基本台帳ネットワークの導入と急速に進む電子自治体への対応—」

講師：京都電子計算機 小山正弘氏

(15)中部支部報告

- ・5月19日にセキュリティセミナーを開催した。(参加者は会員24名、一般21名)
- ・6月23日に富山県会員による会合を開催予定。
- ・7月26日、27日に実施される「VR&マルチメディアメッセぎふ」への協賛セミナーを開催予定。

3.次回理事会開催予定

平成13年7月12日(木)18:30～三井物産(株)15階
金属A会議室 以上

議事録記述 理事：山口

上記内容に相違ありません。

理事：小野修一、岩崎昭一

平成13年度第7回理事会議事録
日本システム監査人協会

平成13年7月12日(木)18:30～22:00

於：三井物産(株)会議室

出席者：橘和、荒川、小野、打矢、勝田、木村、鈴木、蓮見、原田、松枝、芳仲、片寄

注意：名称等については通称等を使用しています。正式名称とは限りません。

1.審議事項

(1)事務スペースの件

現在法人化に向けて詳細検討中であるが、今後事業展開、作業場所等を考えると、もう少し広い事務スペースが必要である。

前提：現在事務をお願いしている情報システム監査株式会社では、これ以上のスペース確保は難しいという返事をもらっている

- ・1件候補になりそうなところあり

決定：広く会員含めて、事務所スペースを低価格で提供してくれる場所を求めていく。候補案については詳細条件を確認する。

(2)法人化関連

7月25日14時15分～1時間都庁にて相談を予約した。

- ・蓮見理事作成新定款(案)について概要説明を受ける

定款は基本的には現在の内容を引き継ぎ、NPO申請用に向けた内容を追加したもの。

決定：定款案等について概ね合意。いったんこの案をもって橘和会長、蓮見理事が相談に行く。

(3)8月10日締め切り会報関連

メインテーマを何にするか

- ・今回はEDPユーザ団体連合会パンフ同封のため締め切りが早まった(8月10日締め切り)

決定：「法人化について」とする。経済産業省提出の制度に関しても掲載する。

7月25日の相談会の内容結果を受けて橘和会長、蓮見理事が内容を作成する。

(4)月例会関連

月例会案内の電子メール化について検討していることについて

- ・月例会下期案検討会にて、経費削減として今後案内を葉書から電子メールに移行する案あり。

平成14年度から実施

次回会報にて電子メールアドレスの登録を促す内容を掲載。事務局が登録する。

13年度残り月の案内にメールアドレス登録の案内を掲載する

検討：登録はメーリングリストか、一斉送信か。返信を考えると事務局発信の一斉送信が好ましい。

決定：岩崎理事に確認のうえ事務局が現在行っている登録作業と同期をとって作業する。

・月例会主催としての「情報セキュアド試験」「システム監査試験」試験対策セミナー実施について

・月例会で情報セキュリティアドミニストラータ試験の関係のセミナーを9月にやってはどうかという提案をうけて

・通常月例会とは別に設定する。

会場等は通常月例会で使用している労働スクエアを予定。

2時間を予定。講師状況等により半日、1日、2日間等のコース検討案もあり。

決定：案の通り2時間を基本に進める。講師と相談の上時間等は検討する。

2.報告事項

(1)ISACA東京支部年次総会参加報告

- ・6月28日、橋和会長出席
- ・東京支部会長として原田要之助氏

(2)経済産業省担当課長補佐に試験の提言提出の報告

・7月3日、木村理事、橋和会長両氏が訪問し、提出した。

(3)組織委員会7月3日実施

- ・勝田、木村、蓮見、富山、橋和出席
- ・NPO関連について、今後のスケジュールと役割分担を検討した。

・NPO設立準備室の立ち上げの検討

<スケジュール：法人化>

- 1.申請準備完了
- 2.臨時総会召集
- 3.臨時総会開催
- 4.NPO申請
- 5.会員増強運動
- 6.NPO登録及び定時総会

<スケジュール：システム監査人認定制度>

- 1.認定制度の基本設計
- 2.認定制度の詳細設計(新制度説明資料作成、説明会開催)
- 3.認定制度発足の準備
- 4.認定制度発足(システム監査人補の登録、システム監査人認定、継続教育制度発足)

<役割分担：在京理事(五十音順)>

*各グループの主旨は副会長が行う

A. 認定制度検討担当…制度の基本設計、詳細設計

(荒川、岩崎、打矢、指田、富山、芳仲。
+Bグループ)

B. 教育研修制度担当…継続教育、研修・セミナー体制

(勝田、木村、鈴木、松枝、水野、吉田)

C. 新組織検討担当…NPO申請、新組織役員、事務局体制

(片寄、蓮見、藤野、中尾、三谷、山口、和貝)

D. 会員増強担当…個人、法人会員の入会勧誘

(一村、小野、原田。+Cグループ)

(4)次回会報関連

・次回会報スケジュールは8月末発送を予定(SAAJパンフ、EDPユーザ団体連合会パンフ同封)

・送料低減に向けて宅配業者について調査・検討中

(5)月例会下期企画会議

・現在検討の内容は以下の通り

コーポレートガバナンス、CMMI、セキュリティポリシー、リスクマネジメント、個人情報保護、金融検査マニュアル、ISMS

(6)法人部会

・自治体向けアンケートの実施

6月中旬出状、対象277自治体

回答締切りは7月16日を予定、次回の部会から分析開始

・次回から、株式会社KPMGビジネスアシュアランス社(榎木氏)参加

(7)秋のシステム監査実践セミナー実施(東京)

10月27、28日に秋の実践セミナーを実施予定。ML等で連絡

3.次回理事会開催予定

*通常8月は休会だが、法人化の関係があるため8月は開催する。

平成13年8月9日(木)18:30～

三井物産(株)15階金属A会議室(地下鉄大手町C5出口)

以上

議事録記述 理事：片寄

上記内容に相違ありません。

理事：荒川幸式、打矢隆司

第80回月例研究会報告

日時：平成15年5月31日 午後6時半より
 場所：東京労働スクエア701会議室
 演題：「不正アクセス行為の禁止等に関する法律の概要」
 講師：警察庁生活安全局生活安全企画課
 セキュリティシステム対策課長補佐
 初川 泰介氏

はじめに

講師の初川氏は、同庁でセキュリティ対策関連のお仕事に携わってこられました。警察庁は、全国都道府県警察の元締めにあたる官庁で、直接捜査活動は行わず、その点警視庁(＝東京都警察本部)とは違いますとの説明がありました。今回の主席者は48人で、非常に活発な質疑が交わされました。

(No.526 富山伸夫)

講演要旨

1. 法制定の背景

インターネット利用者数の爆発的な増加に見られるように、社会のネットワーク化が進むにつれ、ハイテク犯罪件数が1993年に警察庁が統計を取り始めて以来5年で10倍といった勢いで増加している。不正アクセス行為を手段としたハイテク犯罪事例が目立つようになり、被害が深刻化してきた。

これには、コンピュータをネットワークに接続している社会経済活動の安全を確保するためアクセス制御機能に対する社会的信頼性の確保が重要である。そのために、1994年4月に情報システム安全対策協議会を設置し、パブリックコメントを求めるなど検討を続けた結果、警察庁、総務省、経済産業省の三省共管の法律として平成12年2月施行された。

一方、1997年デンバーサミット、同年12月にワシントンDCで開かれたG8司法・内務閣僚級会合でハイテク犯罪対策について話し合わせ、1998年バーミンガムサミットでの「ハイテク犯罪とたたかうための行動計画」の合意があった。諸外国の法制化が進む中で日本が遅れると、国際捜査共助法の中で我が国が協力出来ないような事態が予想され、欧米先進諸国と連携した国際ハイテク犯罪対策の推進が必要となった事情もある。

2. 不正アクセス禁止法の概要

目的(第1条)

「不正アクセス行為の禁止等により、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与すること」として、現代社会がこのアクセス制御機能の社会的信頼に依存することを基調としている。

定義(第2条)

この法で特定の意味を持たせているアクセス管理者、識別符号、アクセス制御機能等の定義を次のように定めている。

アクセス管理者(第1項)

「電気通信回線に接続している電子計算機(特定電子計算機)の電気通信回線を通じた利用(特定利用)につき当該特定電子計算機の動作を管理する者」

識別符号(第2項)

「利用権者ごとに定められている符号で、アクセス管理者が他の利用権者と区別して識別するために用いられるもの。」次のいずれか又はその組み合わせ。

1. アクセス管理者によってその内容のみだりに第三者に知らせてはならないものとされている符号
 2. 利用権者の身体の一部若しくは一部の画像又は音声を用いてアクセス管理者が定める方法により作成される符号
 3. 利用権者の署名を用いてアクセス管理者が定める方法により作成される符号
- これらの例として、ID・パスワード、指紋、音声などがある。

アクセス制御機能(第3項)

「正規の利用権者以外の者による特定電子計算機の特定利用を制限するために、当該特定電子計算機の特定利用をしようとする者に識別符号を入力させ、正しい識別符号が入力された場合にのみ利用制限を自動的に解除する当該特定電子計算機等に付加されている機能」

禁止、処罰

不正アクセス行為の禁止(第3条、第8条)

「アクセス制御機能による利用制限を免れて特定電子計算機の特定利用をできるようにする行為を不正アクセス行為として禁止。違反者には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。」

これは、他人のID・パスワードを無断で入力したり、セキュリティホール攻撃などによ

り、使う資格のない者が使えるようにしてしまうことを指している。

不正アクセス行為を助長する行為の禁止(第4条、第9条)

「他人の識別符号を無断で提供する行為を禁止。違反者には、30万円以下の罰金」

防御措置

アクセス管理者による防御措置(第5条)

「アクセス管理者は、特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」

これはID・パスワード等の漏洩防止、アクセス制御機能の高度化等を指しているが、条文では何をかは言わず、努力規定で罰則はない。

援助

都道府県公安委員会による援助(第6条)は、援助の申し出により、手口・原因の解明、防御措置の解明(必要あれば事例分析の外部委託を行う)をして、資料の提供、助言・指導を行う。

国による援助(第7条)には、不正アクセス行為の発生状況の公表、セキュリティ技術の研究開発状況の公表、広報啓発等の規定がある。

公布日—平成11年8月13日

施行日—平成12年2月13日

(6条、8条2項は12年7月)

3. 法違反の特徴と傾向

平成12年2月13日の法施行日より同年12月31日までの間に、不正アクセス行為の認知件数は106件(海外より25件)あった。被害にあったアクセス管理者の内訳は、次のようであった。

プロバイダ	59件
大学	8件
情報通信企業	6件
その他	33件

認知の端緒は、警察届出53件(アクセス管理者届出30件、利用権者届出23件)、一般人通報7件であり、この内不正アクセス行為後にホームページの改ざん消去など33件、DDoS用攻撃ツール(Trinity V3)を仕掛けられた2件があった。

この106件に対し、検挙31事件(不正アクセス行為30、同助長行為4、重複3)(検挙67件)、検挙人員37人(内成人31人、少年6人)であった。

違反検挙事例の紹介があり(省略)、不正アクセス行為で検挙した30事件(検挙62件)の犯行手口を分析してみると、

- ユーザのパスワード管理の甘さにつけ込んだID・パスワードの入手が12事件(検挙14件)

- トロイの木馬系のコンピュータ・ウイルスなどのクラッキング・ツールによるパスワード入手やセキュリティ・ホール攻撃が8事件(14件)
- 他人から入手が6事件(25件)
- 犯行の発覚を免れるため、海外のプロキシ・サーバを使用していた事件(2件)
- 被疑者の特徴として検挙した36人の年齢をみると、30代が16人、20代が13人、10代が6人、最年長者48歳、最年少者15歳であった。検挙人員には含まれないものの、刑事責任の無い少年の行為もあった。
- 犯行の動機としては、利用料金の請求を免れるためが13事件(34件)、嫌がらせ・仕返し5事件(7件)、メール盗み見5事件、いたずら目的が2事件、なりすまして別の犯罪などの発覚を免れるためが3事件(7件)であった。
- 不正アクセス行為が別の犯罪の手段として利用されていた事案としては、8事件(12件)あって、これを列挙すると次のようになる。
 - ・薬事法ならびに麻薬及び向精神薬取締法違反事件
 - ・業務妨害事件
 - ・詐欺事件
 - ・名誉毀損事件
 - ・電子計算機損壊等業務妨害事件
 - ・著作権法違反事件
 - ・電磁的記録不正作出事件

法律施行直後ということもあり、又各企業で被害を出したがないということもあろうかと思うが、この法律の実効を挙げるには民間でセキュリティに携わる皆さんのご協力が必要と思うので、よろしく願いたい。

主な質疑

- Q：LANは含まれるのか
 A：閉じたLANにも適用される
 Q：メインフレームに2、3台端末がついたものはどうか
 A：端末で何らかの処理を行うものは含まれる。コンソールは該当しない
 Q：4条でアクセス管理者が識別符号を他人に教えても駄目なのか
 A：アクセス管理者は善意と見ている。システム検査の際などを想定。(※法人において識別符号の管理を含めシステムの管理をシステム管理者に委任している場合で、この

- システム管理者が他人に識別符号を教えた場合は4条違反である。(アクセス管理者はあくまで法人である))
- Q: 海外からのアクセスでそのX国に法律が無い場合、日本に侵入しても罰する法は
- A: 犯罪の構成要件は日本国内なので、犯罪ではあるが引渡し条項はないので捕まえない。サイバークライム条約として話し合いが進んでいる。
- Q: 以前は他人のコンピュータに入ってファイルを壊したら罪だったが、それより踏み込んでいますのか
- A: アクセス制御機能に入ったら罰則ということになる
- Q: 法制面で網掛けは万全と考えているのか
- A: たとえばウイルス頒布などそれ自体は罰せられない。まだほかに色々あると思う
- Q: 不正アクセス行為の判断は
- A: アクセス管理者の申し出に対し、公安委員会、警察で判断する
- Q: 公安委員会の援助ということが一寸生ぬる感じがするが
- A: 被害の再発防止のためにやっている
- Q: 支援体制は、例えば東京ではどの程度か
- A: 東京で30名ほどいる。法に基づいたものは必ずやる
- Q: 全国で実際にあったものは何件くらいか
- A: 認知件数106件は少ないと思うが、公になるとダメージになるとして届け出ない
- Q: 都道府県公安委員会が事例分析を委託できるとあるが、委託先はリストアップされているか
- A: 都道府県毎の契約による。なにかあったら考えよう
- Q: 帯域占領でシステム不能にする攻撃とか、OSに対するおせっかい診断などは該当するのか
- A: 単なるポートスキャンは当たらない。入り込んでしまったら該当する。
- Q: 刑法に相当するので拡大適用はないということか
- A: そうだ。解釈は厳格に行うことになる
- Q: 管理者側の責任とは何か。告発されないということか
- A: 努力規定なので、そういうことは想定していない
- Q: アクセス制御機能に鍵を掛けていないものにたいしてはどうか
- A: 法の範疇外である
- Q: セキュリティホールを狙ってシステムをダウンさせる行為は
- A: アクセス制御の前の行為なのでこの法律には当たらないが、業務妨害罪になる
- Q: ブラウザ公開されているもので、あるコードを書くとアクセスできて書き換えしたら
- A: 通常の利用でアクセスできないものに対して行うことで法違反になる
- Q: ポートスキャンによって他にそれを公開し教えているものがあるが
- A: 法違反にあたる
- Q: 買い物用のID、パスワードはアクセス制御の識別符号に当たるか
- A: 当たらない
- Q: ファイアウォール攻撃が当たらないとは
- A: フィルタリングはあたらない
- Q: グループIDは識別符号に当たるか
- A: 該当する
- Q: 特定条件の代理店を識別するグループIDはどうか
- A: 該当する
- Q: 事件になったものが37件では、実際はもっと多いのに検挙率が低いのでは
- A: 報告による認知が106件でこれくらいのものだ
- Q: 刑罰が1年では抑止力として弱いのでは
- A: 他の電気通信事業法などの1～3年と均衡をとっている
- Q: アクセス管理者が悪意で不正アクセスをした場合は
- A: 本来の仕事でない場合は該当する
- Q: 踏み台になった場合はどの程度の責任がかかるか
- A: 民事上の問題にはなるが、この法では第5条の努力規定になっている
- Q: 量刑は外国の法令と比べどうか
- A: イタリア3年、フランス1年10万フラン、ドイツ3年、イギリス1年、アメリカ州法1年1～5千ドルで、外国とか他法とのバランスをとっている
- Q: 啓発、普及とはどんなことをしているか
- A: プロバイダー連絡協議会、学校との連絡協議会、他にシンポジウムをおこなった。都道府県警察のホームページに窓口・連絡先を載せている
- Q: 今年になってから鰻のぼりに多発している。警察庁からの要望は
- A: セキュリティのレベルを高めて欲しい。検挙プラス各社の努力に尽きると思う

(講師より補足)

当日の講演で使われた資料(パワーポイントデータ)を他で使うために入用の方は申し出て頂ければ提供します、ということでした。

(連絡先: 日本システム監査人協会定例研究会)

(感想)

永らく日本の法制上の不備として喧しく言われていた不正アクセス規制が漸く先進諸外国と同レベルになった。考えるあらゆる事態を想定し、定義と対象行為と規定するのは読み難い条文を見ただけで結構大変なことと思う。それでも法令だけでは問題解決にならないことは、多くの質疑が出されたことから理解できる。セキュリティに関わる私たちの貢献が問われる時代になっていることを痛感した。

第81回月例研究会報告

日時: 平成13年6月27日 午後6時半より

場所: 総評会館401会議室

演題: 「高まる内部監査・外部監査への期待」

講師: 中央大学法学部教授

野村 修也氏

はじめに

講師の野村氏は、同大学で多くの講座を受け持たれる他に、非常勤で金融庁検査局参事を引受けられ、同庁の金融検査マニュアルの作成に当たるワーキンググループの座長としてご活躍されています。今回の出席者は43人で、非常に熱心な質疑が交わされました。

(No.526 富山伸夫)

講演要旨

1. 内部統制システムとは何か

(1) 内部統制システムの社会的意義

内部統制システムは、従来は管理会計などのように経営者の任意な行為とされて来たが、昨年判決の出た「大和銀行株主代表訴訟事件」(後述)が判例となって、今後は経営者の義務行為と見なされるようになった。

このことの社会的意義は極めて大きいもので、従来は内部統制システムが不備でも結果さえ良ければ合格とされてきた会社経営が、これからは信用面で合格とはされなくなり、金融市場での資金調達が困難となるということを意味する。

金融検査マニュアルは、このような考え方で作られており、システム監査も単にそれだけではなく内部統制システムの一環として考えるべきである。

(2) 体制構築のポイント

内部統制システム構築のポイントとしては次の4点がある。

- ①基本的体制が確立しているか
- ②具体的な手引書(マニュアル)が整備されているか否か
- ③具体的な実践計画(プログラム)が整っているか否か
- ④統制環境が整っているか否か
- ⑤機能を発揮しているか否か

このうちもっとも重視されるのが、④の統制環境で、トップの意識や企業・文化・職場の雰囲気等を含めている。

(3) 理論的背景としてのCOSOレポート

上記のような内部統制の考え方は、その基礎を、トレッドウェイ委員会支援組織委員会(Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission: COSO)が、1992(平成4)年に公表した「内部統制の統合的枠組み(Internal Control-Integrated Framework)」に置いている。

COSOレポートに示された内部統制の考え方

①内部統制の3つの目的

- ・業務の有効性と効率性
- ・財務報告の信頼性
- ・関連法規の遵守(コンプライアンス)

②5つの構成要素

- ・統制環境
- ・リスクの評価
- ・統制活動
- ・情報と伝達
- ・監視活動

③統制環境

- ・誠実性と倫理的価値観
- ・経営者の能力に関する取組み
- ・取締役会・監査委員会のあり方
- ・経営者の哲学と行動様式
- ・組織構造
- ・権限と責任の割当て
- ・人的資源に関する方針と管理

④プロセス重視の内部統制

内部統制とは、「(a)財務報告の信頼性、(b)業務の有効性と効率性、(c)関連法規の遵守というカテゴリーの諸目的の達成について、合理的な

保証を与えることを意図して設けられた、企業の取締役会、経営者、その他の従業員により実施されるプロセス」と定義されている。

なぜ内部統制が重視されるに至ったかを簡単にいうと、リスクがある全ての取引を実査することは不可能なのでサンプリングによるしかない。内部統制のなされかたによりセレクトするわけだが、顕在化したリスクそのものよりリスクの出方の方を問題とする。つまり、プロセス重視、環境重視である。

では何をもって正しい内部統制か、その枠組みとしてCOSOレポートが出てきた。BIS(国際決済銀行)の銀行監督委員会(バーゼル)で、世界的な銀行監督基準として、COSOの銀行版を出した。これに基づき金融検査マニュアルを作ったが、一般事業会社にも無視できないものとして間接的に浸透してゆくと思われるので、これで内部統制が初めて企業文化に乗ったことになる。

(4) 内部統制システムの基本構造

リスクを取って利益を追求するフロント部門に対し、どのような形態のリスクを管理するかで、与信審査部門や法務部門や検査部門等々の位置付けに様々な管理構造がある。金融機関の伝統的な検査部は、事務リスクに限定した内部監査であったが、監査までを含めて内部統制システムと考えると、これからは、各種のリスク全体を見るもっと大きな役割を担う必要がある。こうした内部監査が外部監査及び監査役監査とセットになって企業の内部統制システムを形成するとなると、当然企業のガバナンス構造の変革をせまるものとなる。

日本の監査役会は、建前上は取締役会から独立したものとなっているが、監査役任免の実態と、米国やドイツに見られるような取締役に対する選解任権がないことから、外部から見て信用のおけるガバナンス構造であるとは言いかねる状態である。

コンプライアンス体制の整備と取締役の責任について、従来の会社法学では、体制不備の責任は不問に付される可能性が高かったが、米国でも日本でも株主代表訴訟の判決により、その責任を追及されるようになった。逆に充分であったのに起きてしまった事故に対しては免責又は軽減という考え方になる。

2. 金融検査マニュアルにおけるコンプライアンス体制

金融スキャンダルや住専問題など大蔵省の護送船団方式の破綻から金融監督庁が出来た経緯

はご承知のとおりであるが、金融検査でどう検査するか検査項目は、最初から決まっていたわけではなく、とにかく健康診断と同じで、考えられる項目をリストアップし事前チェックに役立たせようとした。

従って一般的・網羅的な項目を羅列してある。各金融機関は自己の業態やリスクのレベルに応じて、自分に合った項目をチェックしてゆけばいいというわけであるが、不使用の項目はその理由を説明することになっている。

今年の4月に「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(共通編)」の記述を充実させ、内部監査・外部監査に関する検査マニュアルを補強することとなった。ここでのコンプライアンス体制は、大項目だけを列挙すると以下のとおりである。

2-1 コンプライアンス体制

- (1) 取締役会の運営
- (2) 監査役会の独立性の確保
- (3) 監査役の独任性
- (4) 監査役会による会計監査人の交代等の措置
- (5) 組織の整備と人員の配置
- (6) 基本方針や遵守規程
- (7) コンプライアンス・マニュアル
- (8) コンプライアンス・プログラム

2-2 コンプライアンス体制を機能させるための環境づくり

- (1) 取締役の積極的な取組み姿勢
- (2) 取締役の意識改革
- (3) 情報の収集とコミュニケーションの充実
- (4) 事故防止のための施策
- (5) 外部専門家の活用

2-3 コンプライアンス体制の機能発揮

- (1) 機能発揮の観点からの再チェック
- (2) 不祥事件や苦情等への適切な対応
- (3) コンプライアンス担当部署の連携
- (4) 取締役等の違法行為への対処
- (5) 懲罰規定

3. 大和銀行株主代表訴訟について

大和銀行ニューヨーク支店において、違法取引により多額の損失を出し、且つ米国法規により有罪判決で和解金支払に至ったことに対し、経営者の管理責任として株主代表訴訟を起こされた。(経緯は省略)

これの裁判は大阪地裁でなされたが、東京よりエース級の裁判官を送り込んで行われた法律的には画期的な判決であり、これからの会社法規の大きな柱となるものである。被告全面敗訴

の高額判決となった。判決文で内部統制に関連するところは次のとおりで、取締役の義務と責任を明確にしている。

「健全な会社経営を行うためには、目的とする事業の種類、性質等に応じて生じる各種のリスク、例えば、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等の状況を正確に把握し、適切に制御すること、すなわちリスク管理が欠かせず、会社が営む事業の規模、特性等に応じたりスク管理体制(いわゆる内部統制システム)を整備することを要する。そして、重要な業務執行については、取締役会が決定することを要するから(商法260条2項)、会社経営の根幹にかかわるリスク管理体制の大綱については、取締役会で決定することを要し、業務執行を担当する代表取締役及び業務担当取締役は、大綱を踏まえ、担当する部門におけるリスク管理体制を具体的に決定すべき職務を負う。この意味において、取締役は、取締役会の構成員として、また、代表取締役又は業務担当取締役として、リスク管理体制を構築すべき義務を負い、さらに、代表取締役及び業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負うのであり、これもまた、取締役としての善管注意義務及び注意義務の内容をなすものと言うべきである。」

4. 高まる内部監査・外部監査への期待

- (1) 内部監査・外部監査に関する金融検査マニュアルの充実
- (2) 内部統制システム構築義務の法制化
 - ・ 日本 判例が出来たことによる
 - ・ 米国 制定法
 - 1977年 海外不正支払防止法
 - 1991年 連邦預金保険公社改革法
 - 1995年 証券民事訴訟改革法
 - ・ 英国 A.1998年「統合規範」アカウンタビリティと監査の中で内部統制に関する原則として「取締役は、株主の投資を保護し、かつ、企業の資産を保全するために健全な内部統制システムを維持すべきである」
 - B.ロンドン証券取引所上場規則
 - C.1999年 勅許会計士協会のガイダンス
 - ・ ドイツ 1998年「企業領域におけるコントロール及び透明性に関する法律」

以上のように、内部統制システム強化のための枠組みは国際的に定まっており、その中身はCOSOの考え方が世界一般的であって、金融機関だけでなく一般企業も逃れられないものとなっている。

5. 資料

金融庁通達<内部監査・外部監査に関する検査マニュアルの充実について>

リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト
システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

主な質疑

- Q：日本の監査役は何もしていないような説明だが、監査役協会ではやっている
- A：金融検査マニュアルでは、現行法で強い期待をしているような書き方になっている
- Q：日本の監査役制度と米国の監査委員会を比べているが、米国の独任性も怪しいと聞いている
- A：ドイツをイメージした経営から独立性ある社外取締役が必要。役員の選任解任権があれば通用力が出てくる。
- Q：日本ではトップの育てられ方が違うので、現実には無理が多いのではないのか
- A：資本の調達市場が変わって来ている。経営者の選解任権が監査役につくなど自分が誰かに選ばれているという意識が必要になる。
- Q：金融検査マニュアルが一般企業に展開するイメージはどうなるのか
- A：金融機関以外でもこれをよく読みこんで関心を持っている人々はいる。貸し手が債権管理を重視するので、追加融資や債権放棄などの時、その条件として経営態勢について念書をとる際の基準となる。金融機関の場合は、貸し手が一般預金者となるので金融検査の形をとるが、一般企業に対しては直接の規範力は持たない。
- Q：金融検査マニュアルでは取締役会とボードは同じものを指しているか
- A：現行法の構造を基に記述されている。
- Q：内部監査部隊は監査役の下に付けなければいけないのか
- A：マニュアルでは、このモデルでやりなさい、ということはいわない。内部統制がうまく行けばいいという立場だ。
- Q：金融検査マニュアルで外部監査の活用に関し、システムリスクについて会計監査人等

による外部監査とあるのは不十分で、システム監査人と明記して頂きたい。

A：最初に「外部の専門家」という案もあったが、こうやりなさいと言う形は避けた。「等」という表現に含まれていると考えている。

(感想)

講演の最初に、システム監査をそれだけで考えるのではなく、社会全体のリスク管理体制の一環として見てゆかなければならないと言われ、真にもっともと思った。市民社会の成熟とその危機に対応するための大きな潮流としてガバナンス・コントロール・監査があり、全体像を把握しながらシステム監査を位置付けることができた。

中部支部便り

「富山活性化プロジェクト報告」

No.833 片桐 修

富山県会員の活動を活性化するため、富山県会員の方々が中心となって、富山県にて会合を開催することが企画されました。SAAJ中部支部の例会は通常名古屋を中心に開催されるため、富山県など遠方の会員はなかなか例会に出席できないという状況です。富山県、及び、近隣各県の会員の参加を優先して6月23日に「富山県活性化イベント」と銘打ち、会合が開催されました。

「富山県活性化イベント」は以下の内容で、盛況のうちに終了しました。

日時：6月23日(土)
13:30～17:30
場所：アーバンプレイスビル
(JR富山駅北口)5階501会議室
会費：無料(懇親会会費は別途)
参加者：萬代、澤、坂井、松本、尾島、
梶川、森田、森(計8名)
スケジュール：
13:00 受付開始
13:30 中部支部長挨拶
… 萬代 みどり
13:40 自己紹介(2～3分程/1人)
14:00 講演「システム監査の実際」
… 名誉顧問 澤 貞夫

15:15 休憩
15:25 富山県会員報告
(約30分/1人)
ISO9001:2000について
… 森田 消隆
コンピュータ犯罪法規について
… 梶川 明美
システム監査普及サービスに参加して… 森 広志
17:20 片付け、懇親会会場へ移動
17:35 懇親会開始
(アーバンプレイスビル14F 松や)
19:10 懇親会終了

澤名誉顧問からは、長年のシステム監査経験やトラブル原因追求の苦労話、報告書作成時の留意点等の話がありました。森田氏からは、ISO9001:2000承認取得スケジュールやISOが目指す顧客満足に至るプロセスの仕組み、及び自社事業PR等、梶川氏からは、コンピュータ犯罪法規の基本構成の説明や解釈について、森氏からはシステム監査のスケジュールや有効性評価方法の概要等について話がありました。質問も活発になされ、セキュリティやコンピュータ犯罪に関する認識を新たにしました。懇親会ではITCが話題になり、ある方は知識研修を済ませ、7月からケース研修に入られるとのことでした。

中国支部便り

No. 大谷 完次

6月28日、7月18日に広島地区の意見交換会を開催した。

安原前支部長の慰労会を兼ねた交換会では、社内監査のあり方について議論が活発に行われた。18日は会員企業のERP導入段階での監査について、丁度広島に滞在されていた打矢理事に相談が持ち掛けられ、急遽都合のつく人が集まり理事の指導を受ける形で意見交換を実施した。

また広島県では今年度、庁内のシステムについての診断を実施することになっており、実施責任者は情報システム監査人であること等の条件が付与され、システム監査への認識が徐々に高まっているように感じられる。

九州支部便り

No.693 福田 啓二

●システム監査実践セミナー開催

前回の会報でもお知らせしておりましたが、事例研究会主催のシステム監査実践セミナーが、5月26日(土)27日(日)の両日、福岡市の福岡サンパレスホテルで開催されました。

事例研の吉田座長、事務局担当の沼野さんはじめ6名の講師陣に福岡まで足をお運び頂き、受講生も14名の方にご参加頂き、無事終了しました。(現地事務局の私もほっとしました)

セミナーの内容等につきましては、実施報告や受講感想に掲載されておりますので、ここでは準備段階や開催時のことを書かせて頂きます。

<ドキュメンタリー>

1月15日(月)

事例研、吉田座長より実践セミナー九州地区開催の検討依頼をメールで受領。

1月16日(火)～

九州地区メーリングリストで、実践セミナー開催検討の連絡と、参加希望のアンケート実施・・・9名の方から「参加したい」旨の回答を受領。セミナーを開催する方向で検討開始。

1月20日(土)

九州支部1月度例会

実践セミナー九州開催検討についての説明。

5月3週～4週の土日開催の線で検討することを確認。

・・・私が事務局を担当することも決定

1月下旬～2月中旬

実践セミナー会場探し

ホテル、公的宿泊施設等約20件を電話での確認、および訪問しての確認を行った結果を吉田座長にも検討していただき、福岡サンパレスホテルに決定。

即、会議室および宿泊の予約。

・・・1, 2月と外回りが多かったのが幸い!

2月26日(月)

通常総会

事例研の方々のご挨拶、今後の進め方の確認(沼野さん、岩田さんとは、3年前の東京での実践セミナーでご一緒した仲、その時の事務局が吉田さんでした)

以後、事務局の沼野さんに、会場となるホテルとのこまごました折衝はおまかせすることに。

3月～4月

セミナー受講者募集

九州支部会員へ、メーリングリストおよび、

月例会議事録などで募集開始時期の告知

4月上旬

会報にて、実践セミナー開催を告知

参加者募集開始

行武副支部長に、自治体、地元金融機関等へセミナー案内を実施して頂く。

4月21日(土)

九州支部4月度例会

・・・参加申込が(まだ)7名・・・と報告

5月1日(火)

その後、締め切り間際に、申込の連絡が数件あり、15名に。

・・・10人以上の線をクリアし、安堵。

5月25日(金)

セミナー前日

この日に福岡入りされた岩田講師、沼野講師と軽く前夜祭(こちらは、行武副支部長と私)

5月26日(土)～27日(日)

セミナー当日。

お世話係としては、あっという間にすぎた2日間でした。

・・・長浜の屋台も楽しい思い出・・・ですね。

※吉田座長はじめ事例研究会のみなさま、大変お世話になりました。

セミナーを受講された方々、お疲れさまでした。非常に良い経験をされたものと思います。

●支部会員増員

前回の会報で、九州地区の会員が4名増えたと書きましたが、その後3名の方に入会頂き、35名となりました。

新入会の方、よろしくお願い申し上げます。

●月例会情報

6月 ビデオ視聴

第79回月例研究会「情報セキュリティマネジメントの国際標準化と国内の動向」(前半)

論文「システム監査の本質」の解説

(守田 昭彦氏)

7月 ビデオ視聴

第79回月例研究会「情報セキュリティマネジメントの国際標準化と国内の動向」(後半)

「労働者の個人情報保護について」の解説

(システム監査学会誌より)

(行武 郁博氏)

今後の予定

8月25日(土)、9月15日(土)

※ご出張等で、福岡市近辺にいらっしゃいましたら、是非九州支部月例会へお越し下さい。

会員の書いた本のご紹介

「電子文書証明—eドキュメントの原本性確保」を読んで

No.008 鈴木 信夫

好著である。情報セキュリティ関係者は必読のものと思われる。本書で言おうとしていることは大きく次のように要約される。

1. 「技術的」に、電子媒体に収納された文書情報(テキストから画像までを含む一切、以下本書の用例に従い「電子文書」という)について、改竄されていないことを特定の技法により、安い費用、良好な操作性で保証することができる(「電子文書、非改竄性の獲得」)。

2. このことが広く認知されれば、今までの紙文書に変わり、電子文書の原本性が確保される。これにより、電子文書がビジネス、行政などの場で主役となることができ、「社会的、法的」に大きな変革がもたらされる(「電子文書、原本性の確保」)。

3. 「商業的」には、この技法はアメリカ・シュアティ社のDNS(Digital Notary Service)とよばれるサービスである。日本国内ではNTTデータがその独占販売権を持ち、「セキュアシール」という商標名で登録しており、電子文書証明サービスとして活動を始めている。

第2章、第3章が中心で、序章、第1章ではそれらを導き出す部分を説いている。第4章でアメリカの電子文書証明サービスの事例を紹介し、第5章で業界別ニーズの展望を見、さらに第6章で実際に文書電子化を手がける場合のステップを述べており、行き届いている。第7章は著者としてのまとめである。特色としては「論文集」が付加されており、5人の論文で全章の論点についての補強が行われている。

セキュリティ関係の論述では、当該の話については詳しいが、それがセキュリティシステム全体の中で、どう位置するか、業務の中でどうなるか、社会的、法的にどう評価されるかなど、俯瞰的な視点に欠けるものが多いが、本書は精緻、平明な筆運びで、そこらへんを解き明かしている。

「まえがき」で慶応義塾大学の国領教授が「本書が呼び水となってより高機能なサービスがより安価に提供されるようになることを願っている」といわれているが、同感である。

ただし、2点、異見がある。

第1章で「IT革命」の定義として「IT革命とは情報をデジタル化し、それを利用することによってビジネスモデルを変革させること」としている。ここでの「ビジネス」は単に企業間だけに止まらず、行政とのやりとりまで含む広いものを指しており、そのことには異議はない。

しかし、本書の論述に従えば、この定義はやや狭く、「IT革命とは電子文書が原本性を持つことにより、社会全体が真に情報化され、価値観の変化、あらゆる分野での仕組みの大変革(パラダイムの変化)が起こること」とでもいうべきなのではないか。

次に、第7章で「デジタルドキュメント・プラットフォーム」という概念を提出し、原本性確保技術や電子認証技術等の開発、原本性確保製品・サービスや電子認証製品・サービス等の普及、「電子署名・認証法」等の法制度の整備、原本性確保製品等の評価制度、「セキュリティ保険」などを構成要素としている。

この種の上位概念の設定が、例えばシステム設計などの場合、有用であることは認める。ただし、これはあくまで論理的な存在で、実体はきわめてわかりにくい形になると思われる。具体例の積重ねで示すことを望みたい。

今時の本としては「図」が少ない感じで、パラパラとめくった時にはとっつきにくいかもしれない。しかし、必要最小限のものは入っており、これ以上の細工をするには時間が足りなかったであろう。そのような些細な第一印象に惑わされず、ぜひ一読をお勧めしたい。

<書誌事項>

書名:「電子文書証明 eドキュメントの原本性確保」

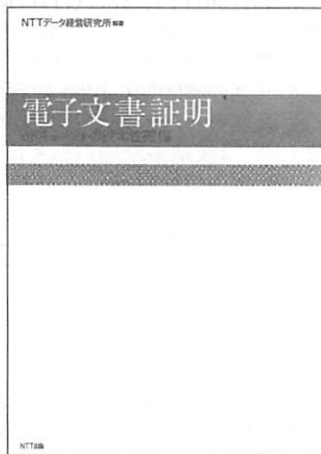
編著:NTTデータ経営研究所

執筆:三谷慶一郎、佐々木裕一、高野敦伸

発行所:NTT出版株式会社

定価:(本体1900円+税)

発行日:2001年8月7日 初版第1刷発行



システム監査実践セミナー(第7回目) 開催結果の報告

No.735 三輪 智哉

第7回目のシステム監査実践セミナーは、さる5月26～27日の両日、福岡市の福岡サンパレスホテルにおいて開催されました。今回は、受講者14名、講師等関係者7名の合計21名の参加を得て、成功裏に開催することができました。

以下、その実施結果概要についてご報告いたします。

1. システム監査実践セミナーの特色

今回第7回目を迎えたシステム監査実践セミナーの特色は、事例研究会が「システム監査普及サービス」として実際にシステム監査を実施した被監査企業の監査事例をベースとして教材を作成し、実際には4～6ヶ月かけて実施したシステム監査の実際を1泊2日に凝縮して、実際に体験してもらうという、極めて実践的な演習を主体としたセミナーとなっています。

受講者3～4名で1つの監査チームを形成し、システム監査計画の作成からはじまってシステム監査報告会に至るまで、チームのメンバーが協業して、システム監査手順を実地に体験することになります。

システム監査の実際を体験できるだけでなく、さまざまな経験や技術を持っている他の受講者との密度の濃い協力を通して、10年来の既知の友人のような関係を創ることができ、この点だけをとっても1度参加してみる価値がありそうです。

今回は本年(2001年)秋(11月)頃の開催を検討中ですので、システム監査を実際に経験したことのない方には、是非1度参加されることをお勧めいたします。

2. 今回のセミナーの日程

今回も、過去のセミナー同様、次のような日程で実施しました。

システム監査計画の立案、予備調査、本調査、さらには監査報告書の作成を経て監査報告会までを、1泊2日(約27時間)の間に体験してもらいます。

<時 間>

<内 容>

第1日目

13:00～13:30

開会式

・開会挨拶
・セミナースケジュール等 事務連絡
・講師・受講者自己紹介
基本技法説明
演習課題説明

13:30～14:00

14:00～14:30

【演習開始】

監査計画・予備調査項目まとめ

16:00～17:00

監査計画発表(15分/チーム)

17:00～18:15

予備調査インタビュー
(30分/チーム)

(夕食)

18:15～19:00

19:00～20:00

予備調査まとめ

20:00～21:00

結果報告(15分/チーム)

21:00～22:00

本調査質問事項検討

22:00～23:00

談 話

第2日目

7:00～

(朝食)

(本調査質問事項検討継続)

9:45～11:00

【演習再開】

本調査インタビュー
(40分/チーム)

11:00～12:00

報告書作成

12:00～12:50

(昼 食)

12:50～14:30

監査報告会

14:30～14:50

講師講評

受講生アンケート記入

14:50～15:00

閉会式

・修了証授与

15:00

閉 会

第1日目の日程が終了した夜10時過ぎからは、受講生と講師が入り交じっての懇談会も催され、日ごろの業務などの話に花が咲きました。

また、元気な何人かの方々は、懇談会終了後、街に繰り出し、夜の博多を大いに楽しんだのでした。

3. 受講者について

今回は、14名の方々にご参加をいただきました。非会員の方5名にもご参加をいただき、システム監査とはどういうものなのか、体験をしていただくことができました。



林 秀樹	非会員	銀杏学園短期大学	衛生技術科 助教授
平山 克己	714	金子漁業株式会社	経理部
平山 公一	828	三菱電機(株)	
福田 道昭	987	朝日監査法人福岡事務所	
船津 宏	811	九州日本電気ソフトウェア(株)	
穴戸 恒裕	774	九州不二サッシ株式会社	
臼井 矩一	非会員	株式会社リコー E事業部FM推進室	
居倉 圭司	1002	福岡銀行信用リスク統括部	
諸藤 雅之	806	エフコープ生活協同組合	
藤平 実	465	新日鉄ソリューションズ株式会社	
松嶋 敦	754	中央青山監査法人	福岡事務所
山崎 隆弘	非会員	中央青山監査法人	福岡事務所
中島 貴	非会員	中央青山監査法人	福岡事務所
児玉 邦康	非会員	中央青山監査法人	福岡事務所

4. 教材について

事例研究会が実施したシステム監査普及サービスでのシステム監査事例をベースとして教材を作成しており、今回の教材は、システム企画及び開発段階における「新システム開発計画の妥当性に関する監査」及び「新システムに関するシステム分析及び要求定義の妥当性の監査」が監査目的となっている事例を使用しました。

企業の役員や従業員に扮し、システム監査人となった受講生から、予備調査及び本調査時の質問に回答したりシステム監査報告会の際にはシステム監査人に質問をするなど、実践的な役割も演じました。

今回は、事例研究会の役員及び会員の中から、次の6名が担当したほか、SAAJ九州支部の福田啓二支部長には事前の準備や当日も裏方の仕事などで大変御尽力をいただきました。

5. 講師について

講師は、システム監査技法に関する事前の説明やセミナー終了後の公表を行うほか、被監査

吉田裕孝 富山伸夫 打矢隆司
岩田 薫 沼野伸生 三輪智哉



6. 受講結果アンケートの集計結果について

今回受講された14人のうち、監査経験のある方が6人、ない方が8人とほぼきつ抗しており、SAAJの会員は9名、会員外の方は5名となっており、会員外へのシステム監査の普及の意味でも重要な役割の一端を担いつつあるという感想を得ました。

一方、本セミナーの難易度について聞いたところ、難易度については10人の方が難しかったと回答され、限られた時間内で監査報告書まで仕上げなければならない本セミナーの難しさが

反映されている様でした。

これを反映して、本セミナーを受講しての目標達成度については、十分に答えた方は2人に留まり、12名の方がまあまあであると回答しています。この数字は、過去2回に実施したセミナーとほぼ同様の結果となっています。

また受講料については、ちょうど良いと回答された方が9人に上り、内容に比較してリーズナブルな受講料でセミナーを提供できたものと考えています。

7. 実践セミナーの今後

事例研究会が主催して実施する本セミナーは、平成8年11月に協会の10周年行事として第1回目を開催したのが始まりで、今回で第7回目の開催となりました。協会の常設的な活動として定着したものと考えています。

しかし、ITの世界はドッグイヤーとも言われるとおり、システム技術や利用形態の変化がめざましく、これに対応したシステム監査の方法も日々変化せざるを得なくなっています。

そのため、本セミナーを今後も続けていくためには、これからのシステム監査に即応した教材の改訂や製作が重要であると認識しており、「システム監査普及サービス」を受けていただく被監査企業を発掘し、新たな監査事例の実践を積み重ねていくことが不可欠であろうと考えています。最近、システム監査普及サービスを希望される企業の件数が少なくなっていますので、会員の皆さんから、システム監査を受けたい企業のご紹介をいただければ幸いです。ご協力をよろしくお願いいたします。

また、これからの本セミナーの課題としては、より実際のシステム監査に即したセミナーとするために、トップインタビューなども含め、システム監査の一連の手順を体験してもらう必要があり、そのため、2泊3日での実践セミナーの開催も視野に入れなければならないと考えています。

開催場所については、過去7回のうち5回を東京地区で開催したほか、大阪と福岡において各1回開催しており、今後はこれまで開催されていない地方での開催を具体化していきたいと思っています。

8. 最後に

最後になりましたが、福田啓二 九州支部長をはじめ今回のセミナーを受講された受講者及び講師の方々に、この場をお借りして御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

実践セミナー受講感想

No.1002 居倉 圭司

「システム監査実践セミナー in 福岡」受講させていただき、ありがとうございました。

当初、案内を頂いたときは、気軽な気持ちで、「お願いします」と言っていたのが、研修テキストが届き開けてびっくり、その濃い内容に冷や汗。

そもそも、システム監査とは、「監査基準」に沿って、その内容に則して正しく業務が行われているか、チェックする「監査」(検査)という側面を強く意識していました。

私が、金融機関に勤務しており、そこでの「システム監査」とはそのような「摘発検査」のイメージを強く持っていたからです。

しかし、セミナーのケースは「監査」ではなく「コンサルティング」に重点があり、私にとって経験のない「開発手順の監査」に重点を置いた内容であったために、全くの「白紙状態」での受講となりました。

でも、「白紙状態」であったが故に得るものも多く、一種の「カルチャーショック」でした。これからのシステム監査とは、「監査」のみにあらず、経営者がシステム監査に求めているものは、何を意図して監査依頼するのか、そしてそれにどの様に、経営者が求めているものに的確に解答するのか、一実務担当者の視点ではなく、経営者としての視点を常に意識すること、そして、プレゼンテーションの難しさ、多くの事を学びました。今後の活動に生かしてゆきたいと思います。

事例研の皆様、準備段階からお世話になりました九州支部長の福田様、役者揃いの講師の皆様、大変有り難うございました。

システム監査実践セミナーに参加して

No.806 諸藤 雅之

今回、システム監査実践セミナーが九州で初めて開催されることになり、絶好の機会とばかりに申し込みました。

私自身は2回目の参加であり、事前にセミナーのイメージは持っていたものの、やはり、実際に始まるとあらたな体験の連続という感じでした。

不足に始まって、不足に終わったという必ずしも満足のいく結果ではありませんでした。誤解のないように申し上げておきますが、セミナーの内容が不十分だったということではなく、自分自身の取り組みが十分ではなかったということです。

まず、準備不足を痛感させられることになりました。課題として与えられた資料の事前の読み込みが不足しており、結果として、不要な質問で時間を浪費したと感じた場面もありました。

次に、演習の時間不足です。メンバーの意見調整に思いのほか時間を要してしまい、タイムアップのまま、インタビューに突入ということもありました。やはり、限られた時間の中でまとめるためには、各作業ポイントのアウトプットの項目についてはある程度決められていた方がよいのではないかと思います。また、何となく問題がわかるということでは不十分であり、問題点を明確にしないとインタビューの対象とその内容をしぼることができず、質問することにより、かえってわからなくなってしまうということもありました。

反省点は多々ありましたが、システム監査の疑似体験ができるというのがこのセミナーの最大の特徴であり、机上では学び得ない多くのことを学ぶことができました。このセミナーはシステム監査人の力量がそのまま結果に反映すると言う厳しいものであると言えます。その結果は監査報告会の席で明らかになります。理論のみではなく実践のセミナーであることを思い知らされるときです。

しかし、ああ、そうだったのかと糸が繋がったときの醍醐味がいいのです。

システム監査実践セミナー受講感想

No.465 藤平 実

まず、九州地区で実践セミナーの開催の機会を作っていただき有難うございました。私自身、過去に実践セミナーを受講した経験を持っていますが、講師の方々の熱意、参加者の方々も非常に意欲的な方々ばかりであり、また機会があれば参加したいとの思いを抱いていました。

受講に際し、事前配布資料(被監査側から得た資料の抜粋110ページ)を熟読し、予備調査項目の洗い出しを行なっておくこととの指示があ

り、一応一通り頭の整理をしてから出席しようと思いましたが、どこの会社でもありそうな、また起こりそうなことばかりに思え、所定の用紙に書き出したものの焦点がいまいち整理できていない状態で実践セミナーへの参加になってしまいました。

従って、不安を一杯抱えたままのスタートとなった。まず、監査計画・予備調査のまとめ、一応チーム内での方針(狙いどころ)を決め、監査計画の発表を経て、インタビューに臨み情報収集。他チームの様子も参考にしながらポイントが変わらないかチェックし、結果報告を行なう。当チームを含め講師陣から厳しい指摘。どうも肝心なことの探りができていない様子。次に本調査質問事項の検討に入るが22時になり、アルコールタイム・談話(懇親)で交流を図る。

翌朝、朝食を手早く終え、本調査質問事項の整理継続。すぐに時間が過ぎ本調査インタビューへ、聞くべき項目をチェックしながら聞き漏らさないようにとチーム内で確認しながら進める。早いものであつという間に25分が過ぎる。このあと、監査報告書の作成をおこない、全チームが実際に会社側(講師陣:社長、専務・等の役)を相手とした監査報告会に臨んだ。監査報告会を終え、最後に各講師陣から全体の講評があったが、結構厳しいものであった。特に、誰を相手に(社長が出席している場合は社長へ)しているかをきちっと意識また内容もそれにあったものでなければならぬこと等、なるほどと思えるご指摘をいただき反省。

2日間での集中セミナー、私自身はまだ到達目標レベルに達したとの自信はまだありませんが、監査についての模擬体験(会社側の役割を担当した講師陣の熱演もあり)ができたこと、チーム内のメンバーと議論を交わせたこと、及び他チームの監査の進め方等も同時に学ぶことができ非常に有意義でした。

遠方から、かつ休日返上で九州まで足を運んでいただいた講師の方々、及びお世話していただいた九州支部の役員の方々、感謝いたします。

システム監査実践セミナーに参加して

No.714 平山 克己

今回、初めて実践セミナーに参加しました。会場に入ると初めてお目にかかる人が半分以上

いて、みなさん黙々と資料に目を通していったので、少し不安になりました。この心地よい緊迫感の中で、セミナーは分刻みのスケジュールで開始されました。

セミナーを終えての感想は、非常に有意義な2日間であったということです。特に予備調査、本調査、監査報告書作成、監査報告会と一連の監査手順を体験できたことは大きな収穫でした。

また、経歴の異なるチームメンバーと角度の違う観点から問題点を議論し合えたことも、意義深かったと思います。

講師の方々には、たいへんお世話になりました。数々の実体験から得られた監査のノウハウを、フェーズフェーズや懇親会でご教授いただき、ありがとうございました。また、a社の役員や社員に扮する講師の方々は、役者ぞろいの名演技でした。特に監査報告会で社長に扮した吉田座長から質問を受けた時は、緊張のあまり顔が硬直して言葉を詰まらせながらの返答となっていました。

私の今回の反省点は多々ありますが、特に次の3点です。

1. 質問項目が枝葉の傾向にあり、指摘事項を念頭においた質問ではなかった。
2. 複合企業体の経理部に所属し、監査事例と同じような業務に従事しているためか、当事者的見方になり、第三者的見方になっていなかった。
3. メモの取り方が悪い。チームメンバーの、山崎氏(公認会計士)のメモを見ると、色分けしての関連付けや内容の緻密さに驚かされた。

今後はセミナーでの資料を再度読み直し、監査手順のポイントを再確認しながら、日々の業務にも生かしていきたいと思います。

最後になりましたが、セミナーの準備から会場手配、後片付け、記録の配布まで裏方として大活躍された福田支部長にお礼を申し上げます。

実践セミナー受講の感想

No.811 船津 宏

今回の実践セミナーに参加させていただいた船津 宏です。このセミナーは、私にとってとても有意義なものでした。

まず、このセミナーは実際には開催日の2週

間ほど前から始まりました。分厚い事前学習の資料が送られてくるからです。まず、これを一読して、「これは、まいった。どう考えればよいのだろう。」と思いました。

そこから、慌てて人に貸してあったシステム監査の受験参考書を返してもらったり、実践マニュアル(会社を買ってもらっていた)で、監査の方法や監査基準などを思い出すようにしました。

しかし、受験のときも一夜漬けのようなものだったし、実践マニュアルも、殆ど見ていなかったもので、なかなかイメージは湧いてきませんでした。

それでも、事例をじっくり読んでいると問題点があることはわかるようになってきました。

今回のセミナーで最も有意義だったことは、もう一度、システム監査を勉強し直したということではないかと思っています。

そして、いよいよセミナーを受講したわけですが、事前勉強の甲斐なく、問題点らしきものはわかるがどう表してよいのか、どのような追加質問をすべきなのか、どういう点を注目すべきなのか、やはり最初は分かりませんでした。同じチームの人の意見や他のチームの人の発表で、いくらかわかってきましたが、わからないことの方が多かったです。

しかし、ロールプレイを続けていくにつれて、少しずつ理解できるようになり、最終的な講師の方のコメントをいただき、実際の監査報告書の抜粋を頂いて、整理がついた感じがしています。(本当にわかったかどうかは？ですが)

短い時間の中で、システム監査の一連の流れを学べたことはとても有効であったと思っています。ただ、やはり時間的な短さから、グループの中での議論が不十分なまま、発表やヒヤリングになってしまったのは残念でした。

このコースは、確立されたセミナーとして、どこに出しても恥ずかしくないものと思います。システム監査に対する世間の関心がもっと高いならば、もっと高い受講料でも成り立つようなセミナーのように思いました。

次の機会があれば、また参加したいと思っています。

最後に、教育機関の専任講師でないにもかかわらず、時にはユーモラスに顧客を演じられた講師のみなさまと、裏方としてセミナーを運営されてこられた事務局の九州支部の福田支部長に深く感謝いたします。

システム監査未経験の会員の皆様へ

システム監査実践セミナーに参加し、システム監査の実際を体験してみませんか!!

日本システム監査人協会では、設立目的のひとつである「システム監査人の実務能力の維持・向上」のため、毎年システム監査実践セミナーを開催しています。

つきましては、今年度第2回目のセミナーとして、下記の日程で通算第8回目の「システム監査実践セミナー」を開催します。

このセミナーは、事例研究会で実施したシステム監査普及サービスの事例を教材として、実践で得たノウハウを会員の皆様と共有することを目標にしています。

特に、システム監査技術者試験には合格したもののシステム監査を経験されていない会員の皆様、この機会を利用してシステム監査の実際を体験し、システム監査能力の向上を図りましょう。

もちろん、準会員の方、非会員の方も大歓迎です。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

記

- 1.日時 平成13年10月27日(土)～28日(日)
第1日目 13:00～20:00
第2日目 9:00～15:00
- 2.場所 財団法人 海外職業訓練協会(OVTA)
〒261-0021 千葉市美浜区ひび野1-1
(JR海浜幕張駅 徒歩7分)
- 3.費用 30,000円
(宿泊費、食費を含む。協会員以外の方は40,000円)
テキストとして日本システム監査人協会編「情報システム監査実践マニュアル」(4,200円税別)が別途必要となります。
- 4.セミナー内容

事例研究会が実施したシステム監査普及

サービスをケーススタディとして取り上げます。セミナー用にアレンジした「システム監査依頼書および企業情報」を教材として、3～4人程度のグループにわかれて、予備調査、本調査、監査報告の実際を体験して頂きます。

- 5.講師 事例研究会メンバーのシステム監査普及サービス経験者6名(予定)
講師は監査手順の解説・指導の他、被監査企業の社員の役割も演じます。

- 6.募集対象者および人員

日本システム監査人協会会員(準会員、法人会員を含む)、システム監査技術者試験合格者あるいは同等の能力を持つ方、システム監査に従事されている方
定員20名(最小催行人員10名)

- 7.申し込み先

日本システム監査人協会 システム監査実践セミナー事務局担当
三輪 智哉

※下記の申込内容を記入の上E-Mailでお申込下さい。
(E-Mail: toshiya.miwa@nifty.ne.jp)

- 8.申し込み期限 9月25日(火)

- 9.問い合わせ

日本システム監査人協会 システム監査実践セミナー事務局担当
三輪 智哉
E-Mail: toshiya.miwa@nifty.ne.jp
(勤務先: 全国都道府県議会議長会)

TEL: :03-5212-9158)

以上

日本システム監査人協会 平成13年度第2回システム監査実践セミナー参加申込書

月 日

会員NO. (法人名)

氏 名

資料送付先

〒-住所

自宅 電話No.

FAX-No.

勤務先 電話No.

FAX-No.

E-MAIL アドレス

システム監査経験: あり / なし

テキスト購入希望: あり / なし

(テキスト: 日本システム監査人協会編「情報システム監査実践マニュアル」をお持ちでない方には、当日会場にて市販価格の2割引(3,600円税込み)で頒布いたします。)

新入会会員の声

正会員になった喜び

No.971 滝沢信明

H13年1月に準会員として入会后、半年たった一発合格で正会員になり、なんといっても本人がおどろいている滝沢信明です。

私は、5月末に退職して、現在(7月)はITコーディネータ研修と勉強をしておりますが、19年間SEをやっておりました。

40才を過ぎ、あと20年間も今までのようにSE(開発)はできないと思い、進路変更を目指しました。その途端に、いきなり大きな資格を与えていただき、今後の自信となるとともに、資格に恥じない精進をせねば、と身の引き締まる思いです。

さて、システム監査を目指したのは、社内のISO9000内部監査員の経験を活かして、ひとつの目標として資格獲得を狙ったのが発端です。これは、中立的な立場を理解するのに役立ちました。

受験準備としまして、日本システム監査人協会に入会させていただいたのが大きかったです。総会や月例会に参加することでモチベーションも維持できましたが、それ以上に、水野理事の開催した横浜方面勉強会において、システム監査人としての取り組み等を教えていただいたのが身についております。それとともに、受験書の利用と、パソコン通信@niftyの会議室による学習を併用しました。

今後については、こんなことを考えてます。

- 1)ITCがはつきりしないので、システム監査資格を活かして、転職を考えようかな。
- 2)上級シスアドは監査的な視点を持って活動するのが望ましいと思うが、あまり有資格者がいない。受験者は多いので、なんとか広めてゆこう。

以上

ERPとシステム監査
—新規入会の御挨拶—

No.981 武田 賢二

みなさん、こんにちは。この度、SAAJに入会させていただいた株式会社ソリューション・アンド・テクノロジーの武田賢二と申します。本会とシステム監査業界の発展に微力ながら貢献できれば幸いですと考えております。よろしくお願い致します。

まず現在の私の担当している仕事について簡単に述べさせていただきます。

所属している会社は小さな独立系のシステム会社であります。特に会計業務・人事給与業務に主眼をおき、業務分析・BPRの提案から開発・運用指導他、システムに関する全般のサービスを提供させていただいております。最近においては外資系ベンダーのERPパッケージ導入ビジネスに力を入れており、私はそこでのパッケージ導入・運用・評価に関するコンサルティングを担当しております。

さて、本会に参加するにあたり、私自身、システム監査人として駆け出しの身ですが、以下の2点のテーマを持って取り組んで行きたいと考えております。未だ研究をはじめたばかりですので、項目の列挙と簡単なコメントをもって説明とさせていただきます。(もちろん当会でもERPについては多数の方がテーマとして研究なされていることと存じます。しかし、なかなかそうした情報を得る機会が少ないように感じます。もしこの分野に知識をお持ちの方がいらっしゃいましたら是非、御指導いただけますようお願いいたします。また同じように興味をお持ちで共同にて研究していただければ幸いです。)

1. ERPパッケージ導入・活用におけるシステム監査手法の活用

コンサルティング業務とシステム監査業務の違いは主に前者が「企業側の立場」、後者が「第三者的な立場」によって行われることに起因すると認識しております。

現在、基幹業務のシステムはオーダーメイドの時代から、ベストプラクティスをもったシステムの活用の時代へ遷移しております。そのような中では、第三者的な立場からシステムを客観的に評価する必要があるのではないかと考え

ます。

現行の業務分析、システム分析、改善の提案、開発、運用、評価、新たなシステムの計画といったいわゆるシステムライフサイクルの各フェーズにおいて、システム監査の手法を活用しシステムを監視していくことは非常に有意義ではないでしょうか。過去の文献等に触れ、このテーマに取り組んでいきたいと考えております。

2. ERPパッケージのもつ監査機能・セキュリティ機能

現在インターネットの普及を受け、基幹業務もWEB化が必至となっております。多種多様のアプローチによりデータが追加・加工されます。従って監査機能はERPパッケージに最初から設計・導入されていなければなりません。

また、公衆の回線を使うことから、そのデータのセキュリティの保持は必須テーマとなります。セキュリティ保持の方法は①暗号化等の論理的な方法②ファイヤーウォールを使用した物理的な方法がありますが、現在のところ、各社において独自に行っているのが現状と思われます。

この監査機能、セキュリティ機能について現状を調査し(As Is)どうあるべきか(To Be)を考えていきたいと考えております。

以上が入会にあたって、ぜひとも研究していきたいテーマであります。

まだ経験も少なく、知識も乏しくはありますが、システム監査業務全般について様々な点に興味を持っております。本会に入会致しまして、さらに多くの方々と交流させていただき、情報交換をさせていただければありがたく存じます。よろしくお願い致します。

入会のことば

No.1026 樫 広伸

平成13年度春期試験に合格し、このほど新しく入会しました樫(“いちのき”と読みます)です。よろしくお願いいたします。

私が情報処理試験(2種)に初めて合格したのは平成4年、24歳のときでした。当時は「資格なんか実務に役立たない」と思っていたのですが、試験問題のなかに苦勞しながら自分で築いてきた経験則や処理スタイルが出てくることに驚き、一転、力を伸ばすにはこれしかないと考えようになりました。

この業界に入った当初は、小さなソフトハウスに勤務する汎用系COBOLのプログラマでした。監査といえば超上流工程をやっている、顔を見ることもない大SEの称号だと思っていました。

そして10年、この間に1種、アプリケーションエンジニア、データベース試験などに合格、ついにここまで来ることができました。監査合格までの学習期間をたずねられれば10年と答えています。

そして現在、大手ソフトハウスの主任クラスとして、主にJavaなどを使用してWeb関連のシステム開発に携わっています。この資格取得をきっかけとして、より責任ある業務を担当するようになるでしょう。まだまだ30台前半です。未熟ですが若さを武器にこれから新しい技術に挑戦しつづけるとともに、当協会への入会をきっかけに、新しい技術とシステム監査について考えていきたいと思ひます。

新入会員の一言

No.989 石井 俊幸

皆様、はじめまして。

本年3月に入会し、九州支部の例会に参加させていただいております、石井と申します。(株)シティアスコムという福岡の独立系ソフトハウスにおいて地場の第二地方銀行のシステム全般についての開発/保守を担当しております。

専門の業務は「定期性預金」「自動振替えシステム」「情報系システム」等なのですが、このところラインの管理業務がメインの業務になってきており実際の現場で物作りをする機会がめっきり減ってしまったため、非常に寂しい思いをしています。

そういった中で、SAAJのメーリングリスト、九州支部例会等で様々なトレンドの話題に触れさせていただく事で、とても「わくわく」するような経験をさせていただいております。

これからSAAJの活動を通じて、システム監査の実態を理解し、その実施のための様々なノウハウの吸収ができればと考えております。まだまだ未熟な新米会員ですがご指導よろしくお願ひいたします。

投稿のページ
 <書籍紹介>

No.926 細 正俊

暑い日が続きますが、みなさまいかがお過ごしでしょうか。情報処理試験受験申し込みも終わり、まだ準会員の私は、このままではいけないと思いつつ、日々、少しずつマイペースで勉強しています。

さて、こんなぐずな私のために書かれたような本があったので紹介します。

書名 邦題 「いまやろうと思っていたのに...
 (かならず直るそのグズな習慣)」
 原題 The Procrastinator's Handbook
 著者 リタ・エメット(訳 中井 京子)
 出版社 光文社(定価1300円)

新聞で、題名を見てからずっと気になっていたのですが、本来ぐずな私は、本屋で注文することもなく、偶然本屋で見つけるまで、そのままだにしていました。(約1ヶ月も)

情報処理試験と直接は関係ありませんが、ある意味でプロジェクト管理のヒントのようなことが、いろいろ書かれています。(作者は、ITとは特に関係ないようです。)

私のように、途中で挫折したり、やるが多くてどれから手をつけたらいいかわからない、と自己嫌悪になり、けれどなんとかこのぐずな性格を直したいと思っている人には、お勧めの本です。

以下のようなことに思い当たったら是非一読をおすすめします。

1. 同じ書類やがらくたを何度も何度もいじりまわす。
2. コンピュータゲームをやる。
3. 長電話をし、重要でないおしゃべりにうつつを抜かす。
4. 重要でない不意の訪問客にいつまでも応対する。
5. ネットサーフィンをする。
6. 不必要な会合に出席する。
7. 目的も重要性も締め切りもないまま漫然と働く。
8. 一度にたくさんのことに手を出し、すべてを片付けるための時間を少なく見積もる。
9. 優柔不断で煮え切らない。

10. 「No」というべきときに「YES」という。
11. 疲れきって十分に機能できないときに無理をする。
12. する必要がないことや他人に任せられることをする。
13. 行き過ぎた準備をする。
 ～同書本文 「時間を無駄にする"偽善"ゲーム13種」より～
 あまりに気に入ったのでつい熱の入った宣伝をしてしまいました。
 ～～さて…効果はあったか?～～
 難しい質問ですが、以前よりきれい好きになったのは確かです。

以上

※このページへの投稿をお待ちしております。
 saaj-kaihoh@isize.egroups.co.jp までお寄せください。

システム監査の新たな留意点

ー情報システム関連法規の新設・改正に伴うー

No.307 行武 郁博

最近の数年は、情報システム関連法規の新設・改正が特に目立った。このことは、システム監査にとって注目すべきことである。システム監査基準に、「情報システムに関連する法律、制度等をすべて調査しているか」という監査項目がある。そこで、1年半ほど前からであるが、九州支部の例会検討事項として、情報システム関連法規の新設・改正を意識的に採り上げてきた。以下は、雑駁ではあるが、その事項とシステム監査上の留意点、所感等の取り纏めである。

●民事訴訟法改正(平成8年)

数十年ぶりの大改正であるが、注目すべきは、裁判所の文書提出命令の拡充であろう。この命令を受けた企業等は、その所有する文書は、個人的なメモや企業秘密文書として管理されている文書以外は総て提出する義務が課せられることとなった。情報システム関連の文書は多岐に亘るが、日頃から外部提出を意識した記述が必要である。システム監査においてもチェックしておくべきであろう。また、企業秘密文書の管理や文書の廃棄について規定どおり行なわれているかのチェックも必要である。

●電子帳簿保存法新設(平成10年)

採用の要否は企業の選択如何であるが、採用の場合は、勿論のことであるが、定められた要件の具備、コンピュータソフト等での対応が必要である。電子帳簿保存法ではセキュリティ関連の要件は定められていないが、「電磁的方法による保存をする場合に確保するように努めなければならない基準」(通産省平成9年3月25日、告示第1号)等を参考にチェックを行う必要がある。また、システムの廃止、変更等の場合は特に留意すべきである。なお、電子帳簿採用の有無にかかわらず、電子取引データの保存が義務づけられているので留意する必要がある。

●特許法改正(平成10年、11年)

政府のプロパテント政策により特許の取得、権利の主張が容易になる改正が行われた。最近におけるビジネスモデル特許の急激な増加に見られるように、産業、ビジネス業界に大きな波紋が生じている。ビジネスモデル特許はソフトウェア特許と位置づけられている。したがって、今後は、ソフトウェアの開発や運用においても特許侵害等への配慮が必要となろう。また、開発したソフトウェアについての特許取得等の検討も必要となろう。

●労働基準法改正(平成10年)

労働契約、労働時間等について大幅な改正が行われた。情報システム関連として、変形労働時間制、時間外労働、裁量労働、年次有給休暇等についての改正点を把握し、法違反がないかチェックする必要がある。

●住民基本台帳法改正(平成11年)

すべての国民に10桁程度の住民票コードが付与される。国及び地方公共団体の本人確認事務の効率化が目的とされる。民間を含めた個人情報保護の法制化が実施の前提となっている。

また、住民基本台帳ネットワークシステムの構築や指定情報処理機関への運用委託が予定されており、個人情報保護に関する条文が数多く見受けられる。秘密保持義務規定、報告及び立入検査、審議会や委員会の設置、罰則等である。

しかし、その実効性を高めるためには、個人情報保護の運営状況を第三者の目で専門的にチェックする外部監査人によるシステム監査を制度化することが有効ではないだろうか。

●著作権法改正(平成9、11年)

情報のデジタル化、ネットワーク化に伴う改正であるが、留意すべきは送信可能化権が新設されたことである。具体的には、サーバーなどにプログラムやデータ等がロードされた時点でその著作権者の送信可能化権が働くこととなる点である。また、同一構内におけるプログラムの送信についても公衆送信権が働くこととなった。

●不正アクセス禁止法新設(平成11年)

アクセス管理者にパスワード等の適正な管理、適切なセキュリティを講じる努力義務が規定された。ログの採取、保存については規定されなかったが、実施すべきことであろう。不正アクセスについては、システム監査で参照すべき基準として「コンピュータ不正アクセス対策基準」がある。

●労働者派遣法改正(平成11年)

今回の改正は、派遣労働が常用雇用の代替となることを防ぐ目的がある。派遣先は定められた業務を除き、派遣先の場所ごとの同一業務について1年を超える期間、継続して役務の提供を受けてはならない。違反した場合は、派遣先には雇入れ勧告、指導等が行なわれる。労働基準法の適用は、派遣労働者については主に派遣元の責任であるが、労働時間や休日等派遣先の責任とされている点に留意する必要がある。

●通信傍受法新設(平成11年)

本法は、俗に盗聴法ともいわれ、憲法に保障する「通信の秘密」に抵触するという批判があり、また、最近続発している警察の不祥事件もあり運用の危うさが問題とされている。捜査官による通信の傍受が行なわれる場合には、システムの管理者は、立会い、意見の陳述及び傍受記録の封印等を行わねばならない。傍受経過等の記録により法に定められた処理が正しく行われているか確認する必要がある。

●電子署名法新設(平成12年)

一定の条件を備えた、本人による電子署名に法的位置づけが与えられることとなった。法が予定しているのは、公開鍵方式によるデジタル署名である。ここではまず、秘密鍵の保管の安全性のチェックが重要である。また、認証機関は信頼されるものであるか。法は一定の条件を備えた認証機関を特定認証機関として認定することとしており、これが信頼性の目安となる

う。また、電子署名の作成等はアプリケーションソフトで自動的に行なわれるため、アプリケーションソフトの信頼性の確認も重要である。その他、関係データの保存管理が正しく行なわれているかのチェックが必要である。

認証機関として、電子証明書の発行等を行うこととなった。電子署名法での留意事項が要求されるが、使用ソフトについては告示がある。

登記内容の変更等の場合は、直ちに変更登記を行い、変更後の電子証明書を徴求、使用しなければならない。

●商業登記法改正(平成12年)

商業登記された法人等については、登記所が

以上

新規入会個人会員・法人会員

番号	氏 名	勤 務 先 ・ 所 属
1014	五十嵐洋介	日本アイビーエム・ソリューション・サービス株式会社 札幌サービス事業部 業務推進本部
1015	黒川 信弘	松下電器産業株式会社 システムソリューション事業本部
1016	喜多陽太郎	ネットワークK O B E
1017	中溝 統明	F s a s (西)情報サービス推進部
1018	辻井 直樹	菱化システム CSサポート部
1019	山本 智	三谷産業株式会社 情報システム事業部
1020	植村 栄三	有限会社 アイティ・クラフト
1021	長谷川好邦	日本ボルチモアテクノロジーズ
1022	猿田 治	国際ビジネス&システムサービス株式会社 システム管理
1023	中村 達哉	株式会社北洋銀行 事務システム部
1024	辻本 一	株式会社債券決済ネットワーク 業務部
1025	渡部 英男	N T T西日本 大阪支店S E部
1026	樺 広伸	株式会社M K C スタット 西日本事業部
1027	佐野 雅哉	財団法人岐阜県市町村行政情報センター システム研究室
1028	八木 牧人	日立金属株式会社 システムセンター
1029	小山 浩一	東洋信託銀行 事務企画部
1030	荻本 博樹	住友林業株式会社 営業本部第2営業部
1031	風間 一人	東日本システム建設株式会社 ソリューションビジネス
1032	於曾能孝浩	株式会社日立サイエンスシステムズ
1033	川村 浩一	中国電力株式会社 考査室
1034	白井 健	株式会社第一勧銀情報システム 営業開発第二本部
1035	梶屋 博史	大銀コンピュータサービス株式会社 営業部
1036	佐藤 裕	株式会社東洋紡システムクリエート 第一事業部
1037	川見 弘	エスアイソリューションズ株式会社 S C M推進
1038	佐藤 江司	中央青山監査法人 監査二部
1039	山森健次郎	D & I 情報システム株式会社 企画室
1040	兼石 一郎	D & I 情報システム株式会社
1041	加藤 健	株式会社オーイーシー 事務管理部
1042	岡本 悦弘	株式会社フィナンシャルブレインシステムズ ソリューション開発本部システム監査室
1043	清瀬 秀隆	セイコーアイテック株式会社 事業推進室 Q Aグループ
1044	飯室 良一	株式会社N T Tデータ 総合バンキング企画担当
1045	神田 桂子	住生コンピューターサービス株式会社 人事部
1046	杉本 俊彦	株式会社三重電子計算センター アウトソーシング事業部

電子メールアドレスの登録のお願い

協会内の情報連絡の迅速化を図るため、本年秋頃を目途に「お知らせ葉書」を廃止し、電子メールとホームページを活用した方法に切替えることを検討しております。電子メールによる連絡は、当面、月例研究会・講演会等の開催案内を中心に行なう予定ですが、理事会の模様など最新の協会活動の情報もタイムリーにお届けできるものと考えています。(月例研究会等の開催案内は、SAAJのホームページに掲載しますので、ホームページからも情報の入手が可能です)

つきましては、「お知らせ葉書」を電子メールに切替えるために、電子メールアドレスの整備が必要です。お手数ですが、下記のとおり電子メールアドレスを事務局に通知願います。

なお、電子メールによる情報連絡は、メーリングリストとは切り離して、一方通行による情報連絡としますので、メーリングリストに加入済みの方も通知してください。

記

次の電子メールを事務局あてお送り下さい。

- (1) あて先: saajkl@titan.ocn.ne.jp
- (2) 宛名: 日本システム監査人協会事務局
- (3) 件名: SAAJ アドレス登録
- (4) 会員番号: XXX
- (5) 氏 名:
- (6) E-mail:
- (7) その他: 住所・電話番号等の変更がある方は、それらの情報を付記してください。

以 上

編集後記

本号は非常に盛り沢山の内容になりました。メインピックは「日本システム監査人協会の解散」です。SAAJはいよいよNPOとして、新しい一歩を踏み出すことになりました。ぜひ本号トップページの内容、および別便で送付の総会案内をご確認いただきたいと思います。

また、今号から会報の発送を運送会社に委託しました。このことによって、どんな重さでも全国一律110円でお届けできることになり、大幅な経費削減が期待できます(ちなみに郵便の場合は、50gまでが190円、250gまでが270円でした)。もし、配送上の不都合などありましたら、会報担当あてにお寄せください。

投稿いただいた書籍紹介「いまやろうとってたのに」のチェックリストは、6項目もあてはまってしまいました。この本を読んで「ぐずな性格」と決別したいと思いました。みなさんはいかがでしたか? 会報の感想、投稿などお待ちしております。(n.h)

発行所 日本システム監査人協会

発行人 橘和 尚道

事務局 〒144-0054

東京都大田区新蒲田 2-1-3

第18ハネハビル7階

情報システム監査株式会社 内

TEL. 03(5711)3831 FAX. 03(5711)3832

ホームページ <http://www.saa.or.jp/>

※ご連絡はなるべく郵便または、FAXでお願いします

会員専用メーリングリスト: saaj@mml.nifty.ne.jp

※加入方法は owner-saa@mml.nifty.ne.jp にお問い合わせください。また受信アドレスの変更時も登録が必要になりますので、上記アドレスまで連絡してください。

会報担当理事

原田 奈美 日本アイ・ビー・エム(株)

富山 伸夫 富山システム監査事務所

吉田 裕孝 三井物産(株)

蓮見 節夫 科研物流(株)

三谷慶一郎 (株)NTTデータ経営研究所

※会員のみなさまからの投稿(連載、随筆等何でもOK)を募集します。記名記事は薄謝進呈します。書籍紹介欄もありますので、執筆されたかたはお知らせ下さい。

会報担当メール: saaj-kaihoh@isize.egroups.co.jp